

I. はじめに

我が国の現在の少子化の状況は、社会経済の根幹を揺るがしかねない危機的状況にある。そのような中で、政府は、平成 27 年 3 月 20 日に少子化社会対策大綱を閣議決定した。同大綱では重点課題の一つとして男女の働き方改革を進めることを掲げており、その数値目標の一つとして「男性の配偶者の出産直後の休暇取得率¹」を 2020 年に 80%とすることを定めている。

本調査研究は、この配偶者の出産直後における、男性の休暇取得率の現状値を把握するとともに、配偶者の出産に係る休暇取得の実態や、休暇の取得促進に必要なことがらは何かを明らかにすることを目的として実施した。

男性の家事や育児に係る参加要因や育児休業の取得要因については、様々な先行研究において明らかになっており、主には「職場要因」「家庭要因」「個人要因」があるとされている。本調査研究は、これまでの研究と異なり「配偶者の出産後 2 か月以内の休暇取得」に状況を絞っているが、「家事・育児への参加」、「休暇の取得」という点では、先行研究と同様に「職場要因」「家庭要因」「個人要因」が関係している可能性が高いと考えられることから、これら 3 点を軸として調査を行うこととした。

本稿では、まず配偶者の出産後 2 か月以内に休暇を取得した男性の割合や休暇の取得日数、取得した休暇の種類など、休暇取得の実態を明らかにする。その上で、配偶者の出産後 2 か月以内に休暇を取得した男性の「職場」「家庭」「個人」の特徴を明らかにし、出産後 2 か月以内の休暇の取得促進に向けて必要なことがらを明らかにする。

¹ 配偶者の出産後 2 か月以内に半日または 1 日以上のお休み（年次有給休暇、配偶者出産時等に係る特別休暇、育児休業等）を取得した男性の割合。